

<研究ノート>近世信濃における天領支配について：坂木・中之条陣屋を中心として

西沢, 淳男 / NISHIZAWA, Atsuo

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

40

(開始ページ / Start Page)

123

(終了ページ / End Page)

140

(発行年 / Year)

1988-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011019>

〈研究ノート〉

近世信濃における天領支配について

——坂木・中之条陣屋を中心として——

西沢 淳 男

はじめに

一 天領分布と地域的特色

二 坂木・中之条天領の成立

三 坂木・中之条代官

四 中間支配機構

おわりに

はじめに

江戸幕府の経済的基盤であった天領研究は、大名領の研究と比べて、きわめて遅れた分野である。したがって、現在の天領研究は、全国的視野からの基礎資料分析を通じ、直轄領の実態を考察していくとともに、各個別研究を進めていくことが重要な研究課題である。

信濃天領においては、他の天領の例にもれず、まとまった代官所史料は存在しておらず、地方文書を中心に幕政関係史料で補いながら、天領の存在形態・代官の実態や地方行政の全貌を明らか

にしないではないのが現状であり、一元的な説明が立ち遅れている。

ところで、信濃国における天領支配・構造については、村上直・内田得平・湯本豊佐太・鈴木寿・中島惣左衛門の各氏によって優れた研究成果が発表されているが、そのうち、村上氏は、信濃における直轄領の形成を太閤蔵入地と関連させながら、一円的に天領をとらえようと試みている。また、内田氏は、天領の推移・形成を数量的に分析しており、一方、湯本氏は、中野天領を氏の一連の論文により、鈴木氏は、坂木・中之条天領を例にとりながら、実証的研究を試みている。さらに中島氏の『天領信濃坂木・中之条陣屋乃新研究』は、信濃における天領研究の先駆をなした労作であり、同著の参考資料は貴重なものである。

本稿では、以上のような各氏の研究成果に依りながら、信濃国における天領支配を、坂木・中之条天領を中心に、陣屋元の地方史料（塚田家文書）等を用いながら解明しようとするものである。

一 天領分布と地域的特色

⑥ 信濃国の天領は、郡別成立時期や状況が様々であるが、第1表は、各郡別の天領の成立時期を表にしたものである。なお、諏訪郡には天領は存在せず、安曇郡は享保期に成立した。

第1表 天領の郡別成立年次

郡名	成立年代
高井	元和二年
水内	元和二年
更級	宝永三年
埴科	元和二年
小県	延宝七年
佐久	寛永九年
諏訪	—
安曇	享保十年
筑摩	元和二年
伊那	家康蔵入地より

各等編料市町村各等
世史近世史
野郡各
出典長野郡誌
作成

第2表は、信濃国内で確認できた天領陣屋の変遷を表にあらわしたものであり、同一陣屋名で私領陣屋が存在した場合は、表の中にあらわしてある。

ここに取りあげたもの以外に、農家使用の仮陣屋等が存在するかもしれないが、これについては後の研究にゆずることとした。

第1・2表でわかるように、元和二年（一六一六）の創設が目立っている。これは、同年七月六日の松平忠輝改易にともなうものであり、忠輝時代十八万石より私領分を差し引いた二万数千石が天領となっている。

北信四郡、とくに高井郡の陣屋数が多いが目立っているが、

忠輝改易以後の大小私領の創設と消滅による小規模陣屋の設置によるものと、家康以来の森忠政・松平忠輝と続いた徳川色の強かった信州屈指の生産地帯を引き続き確保という幕府政策の一貫した現われではないかと思われる。同地方は、寛文・延宝期（一六六一〜一六八〇）の親藩領の創設、さらに、板倉領の天和二年（一六八二）の創設により一時期天領陣屋は消滅するが、元禄期の相次ぐ大名領の消滅によって、陣屋数は一気に増加することとなる。

一方、佐久郡地方では、寛永九年（一六三二）十月徳川大納言忠長改易による平賀陣屋設置がある。高井地方と比較して陣屋数が少ないのは、一つには、天領が比較的集中して存在していたことがあげられる。また、同地方の代官が、忠長時代よりの甲州代官岩波七郎右衛門道能（後に岡上・平岡・設楽）の各代官であり、彼等は、井出氏に代表されるような在地有力土豪を元締手代のごとく位置づけて、在宅支配させ、さらに配下に「所の代官」的な下代を置いて支配させた。そして、時には、非在地手代と共に「相手代」として支配させていたのである。

したがって、初期における佐久郡は、陣屋による直接支配ではなく、豪農宅を仮陣屋にあてた間接的支配方式をとっていたために陣屋数が少ないのである。やがて一時期、明暦より寛文年間（一六五五〜一六七二）の親藩領創設により天領陣屋は消滅するが、北信地方同様、元禄期の相次ぐ大名領消滅により陣屋数は一気に増加するのである。

また、筑摩郡における天領陣屋、とくに金山陣屋は他地域とは

異なり、鉾山を目的とした設置である。⁽⁸⁾

伊那郡地方は、前掲の第1表でわかるように幕府成立期より天領は設置されていた。

天領陣屋としては、寛文十二年（一六七二）の飯田脇坂氏転封後、片桐の私領代官陣屋を使用することにより始まる。天領陣屋設置以前は、知久・千村・宮崎といったような、在地給地旗本による預所形式により支配されていた。彼等、在地給地旗本とは、同地方で産出する榎木等の材木を管理する材木奉行としての特殊任務を持った旗本であり、在所において支配した者である。天領陣屋設置以後も、一部預かり支配は継続・並行支配されていたのである。それは、伊那谷という地域的特色と、「榎木成村」を支配という特殊性によるものだろう。全体を通してみると、親藩領の創設・消滅による小藩分立と、天領陣屋設置に相互関係が見られるのである。

また、元禄期より宝永期にかけての陣屋数の増加は、この時期に、元禄期より徐々に減少していた大名預所が正徳二年（一七一二）の幕令⁽¹⁰⁾による預所全廃という政策によるところも大きいのではないかと思われる。そして、享保期よりの預所政策の復活・代官所経費支給方法の改正による地方官僚対策・一定陣屋を中心としたブロック別支配への移行等により統廃合され、文化年間（一八〇四〜一八一七）には、中野・中之条の本陣屋、御影・飯島の出張陣屋の四陣屋に固定され、以後幕末にいたるのである。

初期の代官支配形態についてみると、寛永より寛文・延宝期にかけては、関東十八代官系代官である、設楽・近山・天羽等々の

複数の代官集団により立会支配がみられる。彼等は、必ずしも信濃国に在陣したとはいえず、他国に渡り広域支配していたのではないかと推察される。なお、他国との関係については、今後さらに検討しなくてはならない。

このように、信濃国においては、東北信にみられる非在地系の官僚的代官、伊那地方における在地給人代官的旗本による支配といった地域的特色がみられるのである。

二 坂木・中之条天領の成立

坂木陣屋の初立は、元和八年坂木五千石成立時とされている。⁽¹³⁾

中島惣左衛門氏は、「元和八年十月八日幕府代官大関長右衛門坂木駅にありて坂木天領を管し検地を行ふ。此地に新陣屋を新設せしものなるか、所謂茶屋陣屋と称する民家を陣屋に宛てしものなるかは、今日之を立証する資料を得ず」と述べている。⁽¹⁴⁾

まず、埴科郡の天領成立は、前掲の第1表にあるように元和二年（一六一六）忠輝改易のときであり、同年七月より十二月迄の五ヶ月間、小諸の仙石兵部少輔預かりとなった時に始まる。しかし、実際の天領の成立は、中島氏の指摘されるごとくである。⁽¹⁵⁾ また、陣屋については次のようにある。

信州埴科郡坂木村御陣屋御尋に付書付指上申候

御陣屋之儀、往古松平上総介様御代ニ御建置遊、其後松平越後守様御領分ニ被成経数十年で四拾弍年以前寛文十二子年

（中略）

正徳三年巳九月

坂木村名主

これは後年の記録であることから、疑問が残るのである。

幕府代官として中島氏があげている大関長右衛門なる人物が存在していたかどうかであるが、『寛政重修諸家譜』によってみると、大関氏は二家存在するが該当する人物は、見当たらない。

元和八年（一六二二）高井郡には中村陣屋、筑摩郡には金山陣屋が成立しており、わずか二年余り、五千石支配のために専任の代官を置くかという疑問も生じる。おそらく、当地は預かり地であり、大関代官は検地役人、あるいは預かり役人であったのではないかと思われる。

実際の坂木天領・陣屋の設置は、板倉氏の奥州福島への転封の元禄十六年（一七〇三）四月であり、陣屋は板倉氏の陣屋を引き続き使用したのである。受取代官として、新野・高井野・前山・御影・高野町の各陣屋支配の市川孫右衛門が、手代波井志野右衛門を、飯島・金山・岩村田の各陣屋支配の高野太兵衛が、手代長谷川郷八を派遣して郷村引き継ぎをしたのである。⁽¹⁶⁾

次の「御代官支配所高付」によれば、

御代官支配所高付

- 一 高四万千貳百貳拾六石余
遠江 三河 信濃
万年三左衛門
- 一 高四万八千八百九拾五石余
信濃
千村平右衛門
- 一 高四万七千九百四拾五石余
信濃
高谷 太兵衛
- 一 高五万千百貳拾五石余

近世信濃における天領支配について（西沢）

越後 信濃

一 高八万貳百貳拾貳石余

越前 加賀 白山 信濃

一 高八万八千六百九拾四石余

美濃 信濃

一 高五万八千八百五拾石余

美濃 信濃

一 高貳万六千六百老石余

信州坂木領

高谷 太兵衛

市川孫右衛門

とあり、樽木山支配千村平右衛門・高谷太兵衛・市川孫右衛門を除く代官は、隣国の三河赤坂・越後出雲崎等々の代官所において信濃国を支配しているものであり、直接信濃国内での陣屋支配は行っていない。

また、これによれば純粹な信濃代官は、高谷太兵衛一人といえるが、実際は国内天領九陣屋を市川・高谷の兩代官によって、二分した支配を行っているのである。同年秋には、専任の坂木代官として、甲州より平岡治郎右衛門・彦兵衛親子が赴任し、支配することになったのである。⁽¹⁸⁾同時に、板倉藩出張陣屋であった中野陣屋も引き続き、天領出張陣屋として使用していたのである。

その後、宝曆九年（一七五九）三月十八日中野代官志村新左衛門のとき、「坂木御陣屋御引払ニ相成御不用之郷長屋其品々御払ニ相成申候、御払入札ニ相成、落札金五兩ト永六六文七分⁽¹⁹⁾」というので、引き払いになっている。

二年後には、坂木村等より、次のような再興願いが出された。⁽²⁰⁾

乍恐以書付奉願上候

一坂木村 御役所之儀先年御立来り、組合村々ニ而諸御用相
動罷在候処ニ先御支配志村新左衛門様御代官所之節、初年々式
年迄者坂木御役所ニ而諸御用相動候、然処ニ辰之春急ニ中野
御役所江相動候様被 仰付、因^(送)陰段々御願申上候得者、先老年
も半年茂相動見候様被遊御意候ニ付、無是悲中野御役所江是迄
相動候処ニ、諸夫錢等悉ク相懸り村々大小百姓殊之外難義至
極、殊ニ坂木宿之儀北国往還ニ而、佐州御用并御大名様方御通
行之節、急御用・御同等難義至極ニ奉存候、坂木御役所之義者
先年越後中將様以来当郡五千石ニ而御立被下置、其以後御支配
村々相替り候得共、坂木御役所相立不申候義無御座候、殊天野
助次郎様御代官所御支配之節者、高井郡坂木附ニ被成下置、坂
木御役所ニ而諸御用被仰付候、中野御役所江相動候而者遠方
故、急御用之節間違等出来仕難儀至極仕候、乍恐御慈悲を以御
勘弁之上、坂木御役所前々之通御立被為遊、諸御用相動候様被
仰付被下置候ハ、村々大小百姓御救与難有奉存候、為其村々
名主・組頭・百姓代連印仕奉差上候、以上

宝曆十一年巳十月

埴科郡坂木村

名主

弥次右衛門

同組 名主 伝兵衛
組頭 幸七
百姓代 兵衛

打沢村 名主 惣右衛門
組頭 市右衛門
百姓代 右衛門

上戸倉村 名主 五郎兵衛
組頭 善八
百姓代 右衛門

小島村 名主 弥五左衛門
組頭 太郎右衛門
百姓代 利兵衛

福井村 名主 長左衛門
組頭 弥右衛門
百姓代 半兵衛

桜堂村 名主 彦兵衛
組頭 源之助
百姓代 甚兵衛

寂蔭村 名主 喜太夫
組頭 仁兵衛
百姓代 彦兵衛

杭瀬下村 名主 権右衛門
組頭 徳兵衛
百姓代 伝左衛門

鑄物師屋村 名主 庄左衛門
組頭 兵衛
百姓代 善左衛門

新田村 名主 喜兵衛
組頭 代右衛門
百姓代 伊右衛門

大野佐左衛門様

御役所

これによると宝曆十年（一七六〇）の春に突然中野陣屋へ支配替仰付られたが、諸夫銭が多くかかり、百姓共が難儀しており、また、坂木宿は北国往還の宿場なので御用の節、中野は遠方で困るので、坂木に御役所を再置してほしいと願っている。しかし、この願いも入れられないままに、明和四年（一七六七）に明き陣屋は焼失⁽²¹⁾、坂木陣屋は幕を閉じるのである。

なおこの史料で注目すべきは、坂木五千石十四ヶ村の内、中之条村をはじめとするその南側の横尾村、金井村、および下戸倉村が嘆願に参加していないことである。これは、後の中の条陣屋設置運動に向けての坂木村陣営と中之条村陣営との争いの前哨戦ともいえるであろう。その後、中之条代官平岡彦兵衛のときにも同じような嘆願を出したが、「天明六年正月二十四日坂木陣屋御取立之積り山本様・飯村様御両所ニ而御申出シ被成候へ共、御申立不相叶⁽²²⁾」という⁽²³⁾ことで、願いは通らなかつたのである。

坂木陣屋焼失以後は、坂木五千石地帯は、他陣屋の預かりとしてしばらく推移するが、明和七年（一七七〇）十月、越後国川浦代官竹垣庄藏が支配することになる。当時信濃国内には、御影代官飯塚伊兵衛、飯島代官嶋隼人が専任の代官としており、なぜ遠方の川浦陣屋付となつたかということになるが、次のよう⁽²⁴⁾にある。

八左衛門江戸表ニ而御支配替り之由承り、当村御役所願之義ニ而御支配替りの由承り、当村御役所願之義心願ニ付、右出

近世信濃における天領支配について（西沢）

入ハ源右衛門存寄ニ致候由、坂木御陣屋ハ御支配替故、坂木村之不及力ニ近八左衛門推察致婦村以前ニ江戸表ニ而願書認、是ヲ以覚左衛門ニ越後川浦御陣屋竹垣庄藏様ニ願出呉候様書状相添遣候所、御同人様間も無御検見御用相済御婦府ニテ上田御泊りへ、彦三郎・覚左衛門罷趣御機嫌御窺罷帰り候、是当陣屋発端也

これによると、中之条村役人が相当竹垣代官に働きかけたためと思われる。

また、中野陣屋は明和七年二月より六月、臼井吉之丞着任までの間、前出の両代官により当分預かりとなつていたことにもよるのだろう。やがて竹垣代官支配となり、さ⁽²⁵⁾そく次のように手代が派遣されたのである。

当御支配所佐久郡・小県郡・埴科郡高一万五千九百四拾三石九斗式升右村々郷村御引請渡シ瀬左衛門宅ニ相済、夫々宮田菅右衛門様・川村藤助様御支配御廻村、宮田様御帰り川村様御残り御年貢取立宅ニ而被成、翌春出張仮役所建ッ川村様御代り長谷川只兵衛様御出被成、五ヶ年老ニ而御勤被成、右御支配三年目ニ正月川浦へ郡中惣代尾ノ山ノ八左衛門ト覚左衛門御年始ニ罷越

これによると長百姓瀬左衛門宅において引き継ぎ事務を行い、そのまま同宅を借り、手代が常駐したのである。仮出張陣屋役人としては、長谷川只兵衛が最初である。こうして中之条陣屋時代を迎えることとなるのである。やがて飯島代官武嶋左膳支配を経、安永七年生野代官平岡彦兵衛が初めての専任の中之条代官と

第3表 代官支配高

代官	支配高	年
松平九郎左衛門	12万3900石	享保15
	9万245石	享保17
浅野彦四郎	5万1223石	
天野助次郎	8万700石	宝暦7
竹垣庄蔵(中之条付)	1万7500石	明和8
武嶋左膳(中之条付)	2万9000石	
平岡彦兵衛	9万1000石	安永7
	4万9649石	安永8
	5万7885石	天明5
広瀬伊八郎	4万7000石	
河尻甚五郎	5万石	
恩田新八郎	5万202石	文化6
稲垣藤四郎	4万8000石	文化8
杉庄兵衛	5万石	
井上五郎左衛門	5万6000石	
大原四郎左衛門	5~7万石	
大原左近	6万9575石	天保10
甘利八右衛門	5万3496石	文久3
	5万3597石	明治元

出典 塚田祐雄家文書・塚田博家文書・中島徹雄家文書・長野県史近世史料編各巻・村上直「江戸幕府直轄領に関する一考察」「江戸幕府直轄領の地域的分布について」「江戸後期幕府直轄領の分布について」・『旧高旧領取調帳』他より作成。

註 享保15、安永7は、当分預所も含む。

第5表の代官数の変遷をみて、享保期はその前後の正徳・寛延期よりも代官数が減少しているのがわかる。それは、幕府において新井白石の行った政策と、それに続く享保期における地方官僚対策と一貫しており、代官減少による一代官の広域支配は、大石慎三郎氏のいわれる「新規代官の任命に当たって、充分な人選をして、相応と思われるものだけを代官に任命するという注目すべき代官の大人移動があった」ということによるのであろう。とくに松平代官は、信濃国内ばかりでなく赤坂代官岩室新五左衛門との立会により、遠州二郡も預かっているのである。

なった。⁽²⁶⁾同時に飯島陣屋が出張扱いとなり、中之条陣屋付(佐久・埴科・筑摩・高井・水内の各郡)四万一千石余の都合九万千石余の代官として着任したのである。⁽²⁷⁾従来の飯島陣屋ではなく中之条陣屋に定めたのは、高辻が高いためと、古くからの交通の要衝で、広域にわたって隣藩との関係があったためと思われる。

三 坂木・中之条代官

坂木・中之条代官の平均任期は、足掛四・三年であり、俸禄は、平均一六八俵である。当代官所在任時においては、布衣・躰躰之

間詰代官はおらず、布衣・焼火之間代官として大原四郎左衛門がいた⁽²⁸⁾だけであり、残りの代官は、すべて平土の代官である。第3表は、支配高の確認できた代官について表にしたものである。松平代官より天野代官までは坂木代官であり支配高は高い。一方、中之条代官は平均五万石前後である。第4表は、坂木・中之条代官変遷表である。本文の二で述べたように、元和期の大関代官については疑問が残るので除いた。享保期を中心として、一代官による複数の陣屋兼務がみられ、坂木代官がこれによって国内を一元的に統一支配を行っていることが確認できる。

第4表 天領 坂木・中之条代官変遷表

代	代官	任	期	年	陣屋	俸禄	備考
1	高谷市川 大兵衛盛直 孫右衛門	元禄16	1	坂島他 新野他	150俵 150俵	板倉藩転封にてお預かり 引き取り代官	
2	平岡治郎右衛門信由 平岡 彦兵衛良久	元禄16～宝永2	2	坂木	200俵	出張 中野 甲州代官 よ 甲州代官へ	
3	金丸 又左衛門(父)	宝永2～4	3	中野	150俵	出張 坂木	
4	金丸 四郎兵衛(子)	4～正徳2	7	〃	150俵	出張 坂木	
5	都筑 小三郎(父)	正徳3～享保2	5	坂木	200俵	中野・飯島・御影兼務 榎木奉行兼帯	
6	都筑 藤十郎(子)	享保2～	7	〃	200俵	中野・飯島・御影・高野 町兼務 榎木奉行兼帯	
7	増田 大兵衛永政	7～	9	〃	150俵	飯島預 平賀出張カ 新 野一時出張後中野と合併	
8	松平九郎左衛門尹親	9～	19	〃	150俵	中野・飯島・平賀兼務 遠州豊田郡・周智郡預り	
9	鈴木 平十郎	元文元～元文2	3	〃	100俵	出張 中野	
10	大草太郎左衛門政永 室 七郎左衛門富章	元文3	1	〃	100俵 250俵	飯島にて(新貝在宅) 中野預り(塩尻にて)	
11	安生太郎左衛門定洪	4～	1	〃	150俵		
12	大草太郎左衛門政永 室 七郎左衛門富章	元文5	1	〃	100俵 250俵	出張 飯島(中泉にて) (塩尻にて)	
13	浅岡 彦四郎胤直	5～宝暦4	13	〃	250俵	中野二月預り 飯島一年 預り 寛保2年より平賀 兼務	
14	天野 助次郎正景	宝暦4～	8	5 中野	300俵	預所 坂木 勘定吟味役へ	
15	布施 弥市郎胤将	8	1	御影		出張 飯島 預所 坂木	
16	志村 新左衛門師智 (多宮)	8～	11	3 中野	400俵	坂木陣屋引払(宝暦10年) 関東代官より	
17	大野 佐左衛門正識	11～	13	3 〃	100俵		
18	池田 喜八郎季庸	13～明和5	6	御影	150俵	関東代官へ	
19	飯塚 伊兵衛英長	明和5～	7	3 〃	200俵	中野四月預り 関東代官へ	
20	竹垣 庄藏直照	7～安永4	6	中之条	150俵	中之条に仮出張陣屋建 出張 飯島 (越後川浦にて)	
21	武島 左膳修茂	安永4～7	4	〃	200俵	仮出張陣屋中之条預 小普請より 笠岡・久世 へ(飯島にて)	
22	平岡 彦兵衛良久	7～天明7	10	〃	200俵	出張 飯島, 中野二月預 但馬国生野より 甲州へ	
23	守屋弥惣右衛門原福	天明7～寛政1	4	〃	50俵3人	中野六月預 評定所留役より 甲州へ	
24	鈴木 新吉正義 竹垣 庄藏直温	寛政1	1	〃	150俵3人	(飯島にて)2月～4月預 (川浦にて) 〃	
25	野村 八藏輝昌	寛政1～	4	3 〃	100俵4人	寛政3に三河口太忠と改名。 中野出張カ 小普請より 関東郡代付 代官へ	
26	広瀬 伊八郎吉舜	4～	5	2 〃	70俵5人	勘定吟味改役より	
27	川尻 甚五郎春之	5～	7	3 中野	250俵	預所 中之条 御納戸より	

近世信濃における天領支配について(西沢)

28	蓑 笠之助豊昌	7～文化元	10	中之条	160俵	出張 飯島(三年間) 飯島より 石和へ	
29	恩田 新八郎忠礎	文化元～	6	6	100俵 5人	御勘定より	
30	稲垣 藤四郎豊強	6～	9	4	250俵	文化8年4月～9月 御影預り	
31	杉 庄兵衛	文化9～	12	4	中野	200俵	預所 中之条・御影 西丸小十人組より
32	阿久沢 修理	10～	11	2	中之条	150俵	
33	男谷 彦四郎恩考	11～文政4	8	8	100俵	信濃一國総取締 水原へ	
34	荒井 平兵衛	文政4～	11	8	250俵	出張 御影 (文政8年より) 松前奉行支配吟味役より	
35	井上五郎左衛門頼紀 (十左衛門)	11～	12	2	200俵	出張 御影 小十人組より 中野へ 信濃一國総取締	
36	大原四郎左衛門信好 (父)	12～天保3	4	4	150俵	出張 御影 中野より 二丸留守居へ 信濃一國総取締(布衣)	
37	蓑 笠之助	天保3～	6	4	160俵	出張 御影 信濃一國総取締	
38	大原 左近(子) (吉左衛門)	6～	13	8	100俵	出張 御影, 中野二月預 大坂谷町より 御弓矢鎧奉行へ 信濃一國総取締	
39	森 親之助	13	1	1	中野	150俵	預所 中之条・御影 日光今市より
40	石井 勝之進	13～弘化2	4	4	中之条	150俵	出張 御影 勘定より 出羽へ
41	川上 金吾助	弘化2～嘉永2	5	5	70俵 3人	出張 御影 日光奉行支配組頭より 大坂谷町へ 信濃一國総取締	
42	鈴木 大太郎	嘉永2～安政1	6	6	70俵 5人	出張 御影 丹波へ 信濃一國総取締	
43	森 孫三郎政澄	安政1～	5	5	200俵	出張 御影 御納戸より 陸奥へ	
44	木村 董平	5～文久1	4	4	150俵	出張 御影, 中野二月預 御鉄砲玉薬奉行より 市川へ (元中野手付)	
45	安藤 伝蔵	文久1～	3	3	150俵	出張 御影 勘定組頭格寄場奉行より 市川へ	
46	甘利 八右衛門為徳	3～慶応2	4	4	20俵 4人	出張 御影 佐渡奉行支配組頭より 関東郡代付組頭へ	
47	松本 直一郎	慶応2～	4	3	中野	70俵	出張 中之条・御影 3月市中取締役へ

出典 塚田祐雄家文書・塚田博家文書・近世知行制の研究(鈴木寿)・坂木中之条陣屋乃新研究(中島惣左衛門)・各市町村誌・各郡誌・長野県史近世史料編・江戸幕府代官史料(村上直編)・寛政重修諸家譜・柳営補任他より作成。

註1 享保20年, 大草・室代官との記述文書有り。

註2 甲州代官への場所替は, 渡辺茂家文書『御支配記録』他を参照した。

註3 備考の(〇〇にて)は, その代官の本務地を示す。

第5表

年次	代官数
延宝1	71
天和1	99
天和3	96
元禄4	89
元宝7	69
正徳3	69
享保3	53
享保17	46
元文6	50
寛保3	54
寛延3	63
明和4	48
安永3	47
寛政3	45
享和3	53
文化6	49
天保4	44
天保14	45
弘化4	40
嘉永4	42
嘉永7	44
万延1	47
文久1	50
元治1	43
元慶2	41
慶応3	41
明治1	48

村上直『天領』より
転載

世話致し度旨を以、当
戊より五ヶ年之間、信
州中之条村陣屋詰之儀
願之通被仰付候
これによると、在府の傾
向の強い代官のなかにあつ

文化十三年(一八一六)、信濃国内天領に「信濃一國総取締」が創設され、中之条代官男谷彦四郎が任ぜられて以来、中之条代官計七名が就任している。

男谷代官について次のようにある。⁽³⁰⁾

当御代官様御在陣ニ御座候所、去巳正月晦日御出府被遊、同年五月二十五日ニ御帰陣ニ相成、其節信州一ヶ國御領私領ニ不依取締り役被仰付候条、粗承り

これによると代官在陣中は、御料・私領を問わず取締り権限が与えられたのである。これは、文化二年(一八〇五)創設の関東取締出役に共通するものであり、文政改革における政策が、関東にとどまらず信濃にも及んでいることがわかる。

男谷代官と同時期に、中野には大草太郎右馬、御影には川崎平右衛門、飯島(駿府紺屋町代官)山田茂右衛門の各代官がおり、なぜ男谷代官が選任されたかであるが、次のようにある。⁽³¹⁾

文化十一年二月十三日

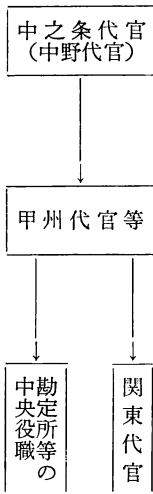
御代官

男谷彦四郎

其方儀、地方向取扱方等自得致し、支配所村々荒地起返等之

近世信濃における天領支配について(西沢)

第1図



それは、御影出張陣屋の設定にある。六代官に共通することは、御影を出張陣屋にもつということである。御影陣屋支配の中心は佐久郡であり、関東と隣接しており、御影陣屋は治安維持上の重要な役割を担った拠点であり、それを所管する中之条代官の任務の重要性和、地理的条件によるものであろう。また、とくに後期において中之条や中野代官には、比較的新規取り立て代官が多いのである。彼等代官の移動経路を示したのが第1図である。

古川貞雄氏は、男谷代官以降の代官について、「中之条代官が多いとはいえ、中之条陣屋に固定されたものではないことはたしかである」と述べているが、中之条代官兼帯となる必然性はあると思うのである。

つまり、信濃代官より甲州代官を経て、関東代官あるいは、勘定所の役職に就いたりするのである。このような傾向について、村上直氏は、「近世後期においては、北関東の荒廃にともない、全国各地から有能な実績ある代官を関東地廻り代官として集合して、在地の立て直しをはかるため」と述べている。このような幕府政策の実施が甲信越地域に向けられたのは、関東に近接し、江戸に近距離にある平均的な天領であり、個々の代官の実績をみるのに、適していたためであると思われる。

代官の天領支配を実際に行う属僚として、元締・手付（寛政以降）・手代・書役等がある。第6表は坂木・中之条代官属僚表である。地方文書より抽出したものであり、名前や肩書の誤り等不詳な点があるが、一応の内容を示したものである。なお、天保年間以降は、『県令集覧』⁽³⁴⁾によって把握できるので、省略した。

中之条代官付の手代以上の属僚数を『県令集覧』によってみていくと、中之条陣屋詰三〇五名、御影陣屋詰三〇五名、追分貫目改所詰一名、江戸詰五〇十名の都合一二二〇十名程であった。表には現われないが、それぞれの属僚は一定期ごとに、江戸・中之条・御影・追分貫目改所間の人事交流がみられる。また、同一家とは断定できないが、長谷川・高橋・中村・中野といった姓が多くみられる。これは、一定の家が手代筋の家として存在し、代官の必要に応じて採用されたためではないかと思われる。なお、手付は寛政三年（一七九二）⁽³⁷⁾秋頃より設けられたものとみられる。次のような史料がある。

寛政七卯年三月

手付御家人之分も肩書手代勤向と相認候処以来手付と認可申旨松 伊豆守殿被仰付候事

これによると手付の設置は寛政七年（一七九五）である。

中之条陣屋において、手付が最初に史料にあらわれるのは、寛政七年五月より勤めた義笠之助代官の属僚肩書に「普請役格手付元締森藤太夫」⁽³⁸⁾とあるのが初見である。

一方中野陣屋においては、河尻甚五郎代官の属僚が「秋田定吉様・岩間忠作様卯三月御手付・御普請役被仰付候」とあるのが初見であり、続いて寛政七年五月より中野代官を勤めた竹内平右衛門属僚においても「手付元メ石川弥一右衛門様・手付吉江奥右衛門様」⁽⁴⁰⁾とあり、前出史料による寛政七年と一致するのである。

信濃国においては、手付成立時期に関して『牧民金鑑』による寛政七年三月が確認できたわけであるが、今後、他国においても検討が必要である。また、これは公の呼称としての成立であり、⁽⁴¹⁾名称としては、寛政三年秋頃より使われていたようである。そして、普請役格の格付も両陣屋共に寛政七年三月以前には確認できず、手付の新設とともに現われており、格付も同時期になされたものと思われる。これも手付同様、検討が必要である。

四 中間支配機構

中間支配機構とは、代官と在地農民の間にあり、代官所機構を補っていたもので、本稿では、郡中惣代（郡中代）・取締役・郷宿をさすことにする。

中之条天領の郡中代は、明和年間（一七六四～一七七二）より

第 6 表 坂木・中之条陣屋属僚表

坂木	市川 孫右衛門 高谷 太兵衛	坂木	モ柳田伝右衛門・渋井志野右衛門 長谷川郷八
坂木	平岡治郎右衛門 平岡 彦兵衛	坂木	モ赤坂右衛門 古山元右衛門
坂木	金丸 又左衛門 金丸 四郎兵衛 (中野)	坂木	関口佐左衛門 中 田中権右衛門・安田政右衛門 江 山下佐次右衛門 野 田中金五左衛門 戸 高峰才右衛門 多山猪右衛門 戸 矢部市野右衛門
坂木	都筑 小三郎 都筑 藤十郎	坂木	モ池田用右衛門 江カ 野本幸右衛門 渡辺五郎兵衛 戸 諏訪儀右衛門
坂木	増田 太兵衛	坂木	太田浦右衛門 成島 経助
坂木	松平九郎左衛門	坂木	モ河合重藏・モ茂木新八・モ逸見小野右衛門・内藤近右衛門・高田伊左衛門 吉田太田浦右衛門・山崎伴右衛門・山岡孫平次・山岸定六・高橋和助・ 吉田丈助・移川伊助・中山武助・坂入庄助・押田忠助・三輪藤八・茂原 永太夫・眞目庄兵衛・岡崎政右衛門・服部安左衛門・川崎儀左衛門・佐 野幸右衛門・大村惣四郎・関丈左衛門・サ熊谷三平・サ湯出牧右衛門・ サ山崎部平・サ塚田平治・佐所役人 浅見利兵衛・前野常右衛門
坂木	大草太郎左衛門 室 七郎左衛門	坂木	関丈左衛門 塩 石川柳七・渡辺宇平太・清水庄助 茂木 新八 尻 岸喜惣治・亀田元右衛門
坂木	鈴木 平十郎	坂木	岡部 軍介 中村 大助
坂木	大草太郎左衛門 室 七郎左衛門	坂木	雨宮次助
坂木	安生太郎左衛門	坂木	渡辺宇平太 田口 幸助
坂木	大草太郎左衛門 室 七郎左衛門	坂木	
坂木	浅岡 彦四郎	坂木	モ鷹野庄兵衛・田口幸助・石川唯助 家泉 惣七・永塚清吉
坂木	天野 助次郎 (中野)	坂木	
坂木	布施 弥市郎 (御影)	坂木	御 影 七 豊田文吉・西沢孫三郎・高橋惣助・浜名豊吉 赤羽甚之丞・鈴木仲右衛門・徳沢平藏
中野	志村 新左衛門	中野	吉田 勝七・福田 嘉藏 若林久米八・平石 彦七
中野	大野 佐左衛門	中野	モ木村直左衛門・山田藤藏・深谷安右衛門 江 上野吉太郎 小林 祐八・大坪忠藏 戸
御影	池田 喜八郎	御影	モ水野 儀助・高橋次郎右衛門 江 土破 円藏 天田 良助・斎藤七郎兵衛 戸
御影	飯塚 伊兵衛	御影	モ小島富右衛門・伊藤 大八 松浦 定八・樋口 庄助
中之条	竹垣 庄藏 (越後川浦)	中之条	長谷川只兵衛 川 モ宮田菅右衛門・川村 藤助 江 平井 弥兵衛 モ元木辰右衛門・小島弾右衛門 戸 浦 中村間右衛門
中之条	武島 左膳 (飯島)	中之条	モ古川 宇八・横山差治郎 江 七堀 善藏 間 半藏 戸 ク成瀬 団藏
中之条	平岡 彦兵衛	中之条	モ大井田与五郎・岡田綱右衛門・形岡定藏 江 モ宮川 十藏 富沢長藏 シ服部永助・川島嘉藏・木村藤四郎 ク飯村藤太夫・藤井栗助・沢田惣左衛門 戸 ア白岡喜助・黒田官治・思田安太夫 鳥山定五郎・杉田大藏・飯村松藏
中之条	守屋弥惣右衛門	中之条	モ原此右衛門・佐藤 文助・星野権右衛門・三枝安藏 足立和忠治・茂手木大八・直原 和作・石井佐市
中之条	野村 八藏 (三河口太忠)	中之条	モ古川宇八・赤城十郎左衛門・平田金平・守屋藤兵衛 古川庄助・山下 吉郎次・田村豊作・高木 孫助

近世信濃における天領支配について (西沢)

中条	広瀬 伊八郎	中条	下川周藏・土岐甚左衛門・五島幸内・モク前野悦右衛門・大山万吉 安井茂作・木佐盛大八・長谷川安藏・前野首次郎
中之条	川尻 甚五郎 (中野)	中之条	モク飯沼忠作・中沢惣吉 中野 森田宗吉 大山万吉 玉田松藏
中之条	震 笠之助	中之条	モ前山源次郎・毛利斉市郎・後藤三左衛門・小田定藏 江 ア服部半兵衛・大木悟大郎・和田仁左衛門・村井嘉藏 戸 ア戸木 伊八・福富領四郎・岡部利左衛門・服部永助 戸
中之条	恩田 新八郎	中之条	テモフ結城五郎作・池田源兵衛・結城茂十郎 江 テフ結城幾次郎・神保 直作・原 八郎治 戸 ク中野文太左衛門・中野 茂市 戸
中之条	稲垣 藤四郎	中之条	テモフ土岐 蓬助・保川 丹治郎 江 テフ岩淵為治郎・鈴木縫右衛門 戸 テフ石塚源兵衛・川田 茂八 戸
中之条	杉 庄兵衛 (中野)	中之条	下 又一・樽井林右衛門・清水 右助 江 中野 柿沼休四郎・村石 半兵衛 戸 御 影金子 宗藏・片岡 重藏 戸
中条	阿久沢 修理	中条	モ柿沼休四郎 江 戸 七舟橋 大八
中之条	男谷 彦四郎	中之条	テモ高橋仁太夫・中村忠右衛門・(松野後) 金田源藏 江 モ中野小太郎・高橋熊五郎・(熊五郎後) シ金田専次郎 戸 ク松野平太郎・早田小平太・取次 前沢藤八 戸
中之条	荒井 平兵衛	中之条	モ奥野字源太 御 ク青藤謙左衛門 影 テ松浦 泉助 杉浦武左衛門
中之条	井上五郎左衛門	中之条	モ多久専助 御 テク大橋栄七郎 影
中之条	大原四郎左衛門	中之条	モ稲岡 茂八 御 大羽 建八 影 長山孝之助
中之条	震 笠之助	中之条	モ森 規三郎 御 池田 庄八 影 石井啓兵衛
中之条	大原 左近	中之条	モテ 百瀬進兵衛 御 広瀬 祇平 影 池田 荘八

出典 塚田祐雄家文書・塚田博家文書・長野県史近世史料編・坂城町誌より作成。

大原左近は、天保10年県令集覧より。

註1 無印 手代・モ 元締・ク 公事方・テ 手付・フ 普請役格・カ 加判・シ 書役
サ 侍・ア 足輕・ト 同心・支 支配勘定格を表す。

註2 代官名下の()は、その代官の本務の陣屋名を示す。

みられ、当初中之条村名主二名の内一名の兼帯であったが、文政三年（一八二〇）よりは中之条村名主二名は村務専任となり、専任の郡中代が置かれた。しかし、弘化・嘉永期（一八四四〜一八五三）には再び名主との兼帯がみられる。一般に、郡中代は陣屋元一名とされているが、安永年間（一七七二〜一七八〇）・安政年間（一八五四〜一八五九）の史料によると、複数確認でき、一時的にせよ複数の郡中代（郡中惣代）が存在していたのである。

一方北隣の中野天領では、安永中野騒動以後、「郡中代役家」五家により、単独あるいは複数で勤めており、郡中代と名主とは兼ねられなかったのである。⁽⁴⁵⁾

図 2

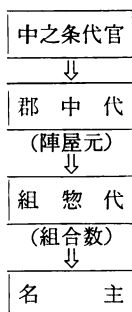


図2は、指揮・伝達系統を示したものであり、郡中代が固定・世襲的であったのに対して、組惣代は、組合内においてある程度流動的であり、任期も制限されていた。⁽⁴⁶⁾ 取締役は、中之条代官が「信濃一國総取締役」に任ぜられた文化十三年に、治安警察を目的に創設された。⁽⁴⁷⁾

中之条天領の場合、文化十四年時で取締役は、埴科郡六名⁽⁴⁸⁾（四ヶ村）・小泉郡六名（四ヶ村）・佐久郡六名（四ヶ村）・高井郡三名（三ヶ村）・水内郡五名（四ヶ村）の計二十六名⁽⁴⁹⁾（十九ヶ村）である。文政四年（一八二二）時では、埴科郡坂木村二名、中之

近世信濃における天領支配について（西沢）

条村一名の増加が確認できる。設置村より特徴をみると、宿場に多く置かれており、これは、治安維持・風俗取締の強化を意図したものである。⁽⁵⁰⁾ 郷宿は、陣屋元に五〜六名おり、当初は御用宿であったが、後には訴訟の仲介・内済を行うようになり、公事面で代官所機能を補佐していたのである。⁽⁵¹⁾

中野天領の場合、名主・郡中代・取締役・郷宿の役職は、分散化されており、郡中代などは、ただ単に能吏であればよかったのである。それに対して、中之条天領の場合は、郡中代は名主が兼帯している。郡中代家の持ち高にしても、村内有数の高をもっており、取締役・郷宿も兼ねていることができるので、権力が一部の者に集中・世襲的なものになっているのである。

おわりに

以上、信濃における天領支配を支配機構より、実証的に考察してきた。忠輝改易後、初期東北信における関東十八代官系御蔵納代官による直轄領支配と、分散化された直轄領に点在する小規模陣屋の成立、伊那郡における家康蔵入地以来の複数の特殊任務を持った在地給地旗本による支配、と明確にみられる支配形態の差違を、地域的特色を念頭におきながら明らかにしてきた。

また、中期成立である坂木・中之条陣屋設置以後は、国内天領陣屋は一変し、坂木代官が一元的に統一支配を行い、中之条代官が国内代官より優位にたち、「信濃一國総取締」として、国内を統率していたことが明らかになったのである。

今後、代官支配下にあった民衆側からみた天領支配とは何か、

幕藩体制における天領支配とはなにかについて、どのように位置づけていくかを研究課題としていきたい。

註

- (1) 村上直「江戸幕府直轄領に関する一考察」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四年度)
- (2) 村上直「近世信濃における直轄領の分布」(『信濃』二二八巻七号)
- (3) 内田得平「信濃における天領の形成と展開」(『信濃』三四巻七号)
- (4) 湯本豊佐太「信州中野天領の御触」(『信濃』二〇巻三号)、「信州中野天領の中間支配機構」(『信濃』三三巻六・七号)、「幕府代官の在陣中の動向」(『信濃』二四巻七号)、「信州中野天領における「取締役」制」(『信濃』二五巻一・五・六号)
- (5) 鈴木寿「近世知行制の研究」(『近世更級埴科地方誌近世編』下巻 筑摩郡の成立は元和としてあるが、一応郡とし木曾谷はここに含まれるが、木曾谷自体は伊那同様に家康蔵入地からの成立である。)
- (7) 古川貞雄「信州佐久郡初期幕領の地方支配方式と石代納仕法」(『信濃』二二巻七・九号)
- (8) 『長野県史』(近世史料編五卷三三三)
- (9) 平沢清人「伊那の『榑木成村』考」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四三年度)、「伊那の『榑木奉行』、榑木山』考」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四六年度)
- (10) 大沢元太郎「近世の預所に就いて」(『歴史地理』七七二)
- (11) 村上直「近世初期、甲州系代官衆の系譜について」(『日本近世の政治と社会』、「関東幕領における八王子代官」(『日本歴史』一六八)、「天領」、『寛政重修諸家譜』他)
- (12) 北島正元校訂『武蔵田園簿』によれば、南条金右衛門二万二七八
- 七石、岡上勘右衛門六七一石、設楽権兵衛五〇七〇石、近山与右衛門一八五〇石、天羽七右衛門四八三〇石と、関東も支配していたのである。
- (13) 元和八年真田伊豆守信之が旧領上田より松代へ移封となり、川中島四郡の内より十萬石与えられたが、その際坂木・中之条・金井・横尾・上戸倉・下戸倉・寂時・鐔師屋・沢沢・福井・小島・桜堂・抗瀬下・新田の一四ヶ村約五千石は除かれた。
- (14) 中島惣左衛門『天領坂木中之条陸屋乃新研究』二二頁
- (15) 中島氏前掲著参考第一〇資料
- (16) 『長野県史』(近世史料編一巻四五四)
- (17) 『看益集』「御代官支配高付」国立公文書館所蔵。村上直氏は、この年不詳の史料を元禄十五・六年のものと推察しているが、記述代官名から板倉氏転封の元禄十六年四月直後の史料といえよう。
- (18) 鈴木寿氏は、平岡代官着任を宝永一年としているが、次の割付状(坂城町、塚田博家文書)に、
- 信濃国埴科郡中之条村未御成箇割付
- 一 高千百石九斗四升六合 高辻
- (中略)
- 極月十日以前急度可皆済者也
- 元禄十六年末十一月
- 平岡 彦兵衛[㊦]
- 平岡次郎右衛門[㊦]
- 中条村
- 名主
- 百姓
- とあり、着任は元禄十六年秋前後といえる。

- (19) 鈴木寿 『近世知行制の研究』二七頁所収史料「御用水記録拾遺」
- (20) 『長野県史』(近世史料編七卷五七二)
- (21) 註(19)に同じ。
- (22) 坂城町、中島徹雄家文書。安永七年十二月「願書写留帳」によれば、安永七年十二月に坂木村より三通、中之条村より一通陣屋設置に関する願いが出されており、坂木村側には、水内、筑摩郡等の村々が、中之条村側には、高井・小県・佐久郡の村々が賛同していることがわかる。
- (23) 坂城町、塚田祐雄家文書。「寛」より抜粋。
- (24) (25) 註(23)に同じ。
- (26) 鈴木寿氏は、その著で元禄年間坂木代官平岡彦兵衛と中之条代官平岡彦兵衛を同一人物としているが、前者は彦兵衛良久であり後者は彦兵衛良寛である。
- (27) 『長野県史』(近世史料編七卷五七三)
- (28) 年次記載のあるものは、年次が特定できたものであり、記載のないものは在任中、年の特定できないものである。
- (29) 大石慎三郎 『享保の経済政策』八九頁
- (30) 註(23)に同じ。
- (31) 荒井頼道編纂『牧民金鑑』七〇頁
- (32) 古川貞雄「信州悪党取締出役制の成立と展開」『信濃』三三三卷一 二号・三四卷二号)
- (33) 村上直「近世後期、関東幕領の支配体制」(『論集関東近世史の研究』)

- (34) 村上直・荒井秀俊編『江戸幕府代官史料——県令集覧——』
- (35) 種々の史料に「江戸々御引越」「中之条々御影詰ニ相成」「○○様々御交代」などあり、『県令集覧』の追分頁目改所に「御影より月

近世信濃における天領支配について(西沢)

安永八年四月

郡	村数	高
埴科	14	石斗升合 6100.5.4.0
小県	12	8139.3.9.7
筑摩	25	8568.8.0.0
佐久	20	4035.8.7.2
高井	7	2848.0.6.5
水内	50	15818.0.9.0
合計	128	49649.6.7.5

出典 中島徹雄家文書
「当御支配所、佐久・小県・埴科・筑摩・高井・水内郡村高帳」より作成。

- 交代」とある。
- (36) 註(34)に同じ。
- (37) 前掲『牧民金鑑』二一四頁
- (38) 『長野県史』(近世史料編一卷四五四)
- (39) 『長野県史』(近世史料編八卷三四七)
- (40) 註(39)に同じ
- (41) 柏村哲博氏も、「寛政改革期における幕領地方支配体制の整備と特質」(『史叢』二二)のなかで、同様の指摘をしている。
- (42) 『坂城町誌』(中巻歴史編一四五頁所収「名主勤候名前」)
- (43) 坂城町、中島徹雄家文書。安永七年十二月「願書写留帳」の安永八・九年の三通の請書に、郡中惣代連印として、筑摩郡四ヶ村四名、水内郡三ヶ村三名、高井郡二ヶ村二名、小県郡二ヶ村二名、佐久郡二ヶ村二名、埴科郡三ヶ村三名、計六郡十六名が確認でき、三通を比較すると陣屋元の中の条村八左衛門以外は村名が替っていることから、後に図2にみられる組織代へと変化していったのであろう。

- (44) 坂城町、塚田恵一家所蔵文書。安政四巳年閏五月廿九日「作恐以書付奉申上候」
- (45) 湯本豊佐太「信州中野天領の中間支配機構」(『信濃』一三三卷六・

七号)

(46) 前掲『牧民金鑑』二四六頁

(47) 『長野県史』(近世史料編八卷三二八) 他

(48) 中島氏前掲著参考資料一七

(49) 『長野県史』(近世史料編七卷五七四)

(50) 註(49)に同じ。

駅馬、住置村等者旅籠屋渡世之もの共別而心付、唐人旅人又者無故長逗留等決而不為致、無拋訳合ニ而逗留をも為致候節へ、村役人江相届差図を請可申へ、勿論之儀、旅人江対し不人柄之儀無之様申付、宿内取締方都而行届候様可申合事

とある。また、寛政十年四月閏八州の御料・私領に設置された「取締役」(『日本財政経済史料』卷二、二〇〇頁)をみて、宿場あるいは宿場筋の村々の設置が多いといえる。

(51) 郷宿の成立については不明であるが、管見では宝暦年間よりみられる(坂城町、塚田祐雄家文書)。また職務内容については、次の史料(坂城町、塚田博家文書)によくあらわれている。

乍恐以書付奉申上候

今般私共一同被 召出被 仰聞候者郷宿心得方之儀以書面を可申上旨被 仰渡奉畏左ニ奉申上候

一御用ニ付御料所御私領ノ御役人中様被遊御越候節へ、御用宿ニ而當 御役所江御用御下知請取計可申御儀ニ奉存候、且御支配所村々御用向ニ而罷出候節者委細承り、御用弁利宜敷様仕、御上様御手数ニ不相成候様成丈心添いたし、御用向大切ニ為相勤、御用清次第御役所江婦村御届ヶ奉申上、無益之逗留不為致早速婦村仕、村々費之諸夫銭相掛り不申候様取計江仕度御儀与奉存候、猶又公事入用等ニ罷出候者有之、惜々異見可仕成丈御苦惱ニ不相成候様

取計江可申御儀ニ奉存候、尤無拋一件之儀へ御役所江案内いたし、其上実意ニ承札不長引候様取計江仕、既込御願ニ罷出候者御慈悲を以御札ニ被成候処、弥以心得違申立、宿江御預ヶ被仰付候節者、其時之御請書奉差上、御差支無之可仕御儀ニ奉存候、一御支配又ハ御他領ニ而何等変事出来仕、穢多等被 召連候節へ、引請宿ニ而弁利宜敷様取計、聊御差支無之様可仕心得罷在候、以上

右通御宿心得方之儀御尋ニ仕、乍未熟右様取計へ仕度心得ニ奉存罷在候処、相違無御座候、以上

文政五年三月

埴科郡中之条村

- 郷宿 太右衛門
- 宇兵衛
- 与惣左衛門
- 源右衛門
- 源左衛門
- 取締役
- 同(郡主)
- 同(郡中代)
- 嘉十郎

荒井平兵衛様
中之条
御役所

△付記/本稿は、第二八回地方史研究協議会日本史関係卒業論文発表会で行った報告を中心にとまとめたものである。

本稿の研究・執筆にあたって、懇切な御指導をいただいた法政大学文学部教授村上直先生、また、快く史料の借覧の便を与えてくださった、塚田博・塚田恵一の両氏ならびに、一昨年九月逝去された塚田祐雄氏には、記して感謝の意を表する次第である。